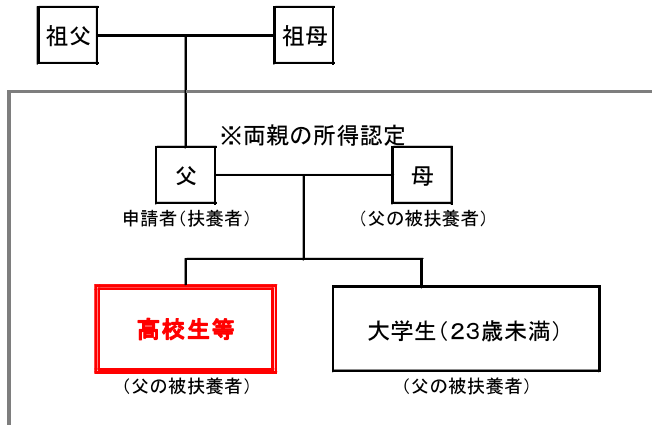


申請者(生計維持者)と扶養者が異なる場合

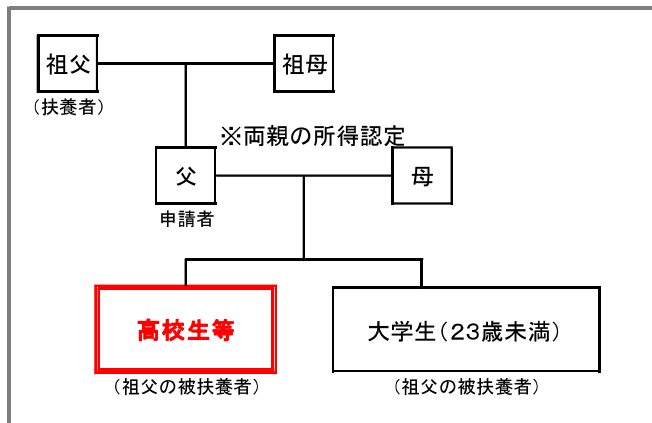
生計を維持している者という概念は、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられる概念と同等のものであるが、両者が異なる場合が生じる。
 この場合については、健康保険証等の公的書類により確認を行い支給することを基本とするが、これによる確認が不可能な場合は、都道府県の判断において、誓約書等により確認を行い支給することを可能とする。

【通常】申請者(生計維持者)が父母で、父が扶養している場合



高校生等⇒第2子

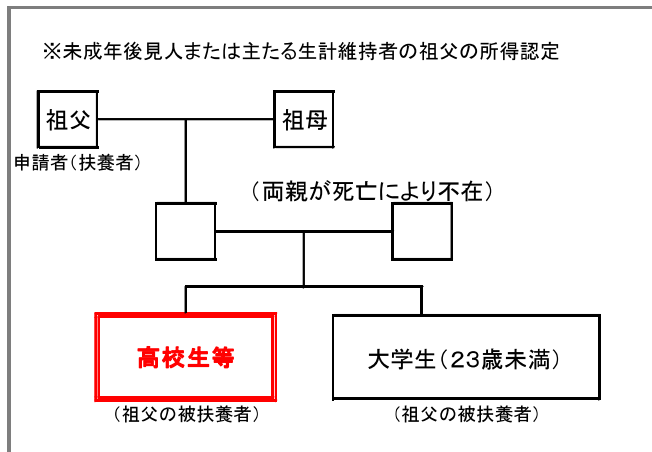
(例1) 申請者(生計維持者)が父母であるが、祖父が扶養している場合



高校生等⇒第1子

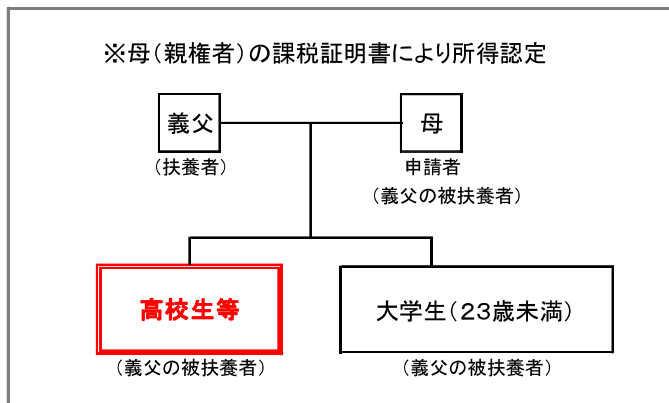
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「父母(生計維持者)」に扶養されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例2) 両親死亡により申請者(生計維持者)が祖父で、祖父が扶養している場合



高校生等⇒第2子

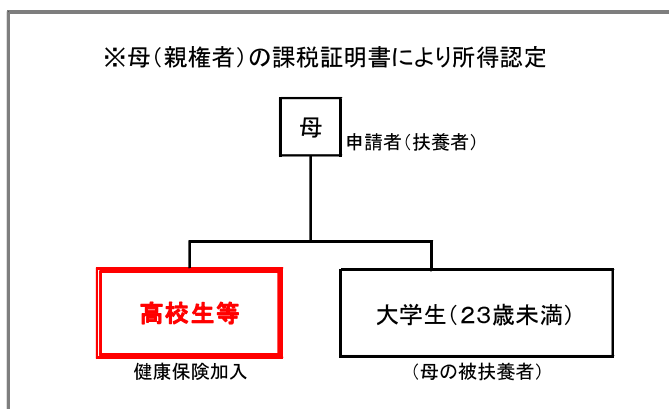
(例3) 申請者(生計維持者)は母(=親権者。義父とは養子縁組していない)で、
 義父が扶養している場合



高校生等⇒第1子

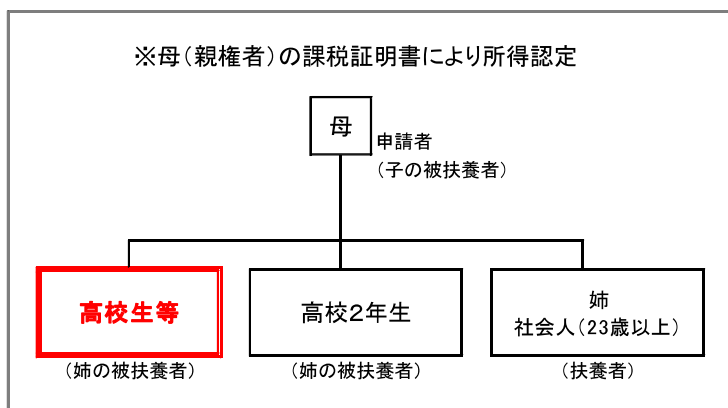
※健康保険における扶養関係では、「大学生」は「母(生計維持者)」には扶養されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例4) 申請者(生計維持者)は母(=親権者)、
 定時制の生徒本人(未成年)は就業し、誰にも扶養されていない場合



高校生等⇒第1子

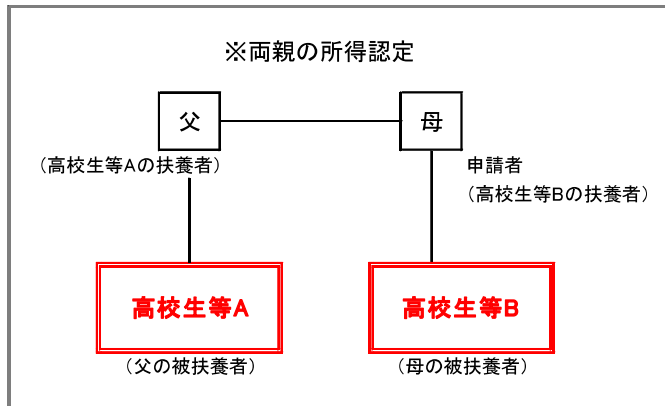
(例5) 申請者(生計維持者)は母(=親権者)で姉が扶養している場合



高校生等⇒第1子

※健康保険における扶養関係では、「高校2年生」は「母(生計維持者)」には扶養されていないとみなし、「高校生等」を「第1子」と判定

(例6) 高校生等が二人おり、扶養者が父と母で分かれている場合



高校生等⇒一方を第2子

※親権者二名分の非課税証明書にて、非課税と認定されれば、扶養がそれぞれ兄弟別であっても、兄弟の一方を第二子単価と判定